

平成25年 第54回（定例）神 河 町 議 会 会 議 録（第2日）

平成25年9月4日（水曜日）

議事日程（第2号）

平成25年9月4日 午前9時開議

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第1 | 報告第7号 | 平成24年度（第17期）株式会社グリーンエコー経営状況報告の件 |
| 日程第2 | 報告第8号 | 平成24年度神河町一般会計継続費精算報告の件 |
| 日程第3 | 報告第9号 | 健全化判断比率及び資金不足比率の報告の件 |
| 日程第4 | 報告第10号 | 平成24年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果報告の件 |
| 日程第5 | 第75号議案 | 専決処分をしたものにつき承認を求める件（平成25年度神河町水道事業会計補正予算（第2号）） |
| 日程第6 | 第76号議案 | 神河町子ども・子育て会議条例制定の件 |
| 日程第7 | 第77号議案 | 神河町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件 |
| | 第78号議案 | 神河町職員の給与の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例制定の件 |
| 日程第8 | 第79号議案 | 神河町集落集会施設設置条例の一部を改正する条例制定の件 |
| 日程第9 | 第80号議案 | 兵庫県市町交通災害共済組合を組織する地方公共団体の数の減及び規約の変更の件 |
| 日程第10 | 第81号議案 | 平成25年度神河町一般会計補正予算（第2号） |
| 日程第11 | 第82号議案 | 平成25年度神河町介護療育支援事業特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第12 | 第83号議案 | 平成25年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第13 | 第84号議案 | 平成25年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第14 | 第85号議案 | 平成25年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第15 | 第86号議案 | 平成25年度神河町土地開発事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第16 | 第87号議案 | 平成25年度神河町老人訪問看護事業特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第17 | 第88号議案 | 平成25年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第18 | 第89号議案 | 平成25年度神河町寺前地区振興基金特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第19 | 第90号議案 | 平成25年度神河町水道事業会計補正予算（第3号） |
| 日程第20 | 第91号議案 | 平成25年度神河町下水道事業会計補正予算（第2号） |
| 日程第21 | 第92号議案 | 平成25年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第2号） |
| 日程第22 | 第93号議案 | 平成24年度神河町一般会計歳入歳出決算認定の件 |
| | 第94号議案 | 平成24年度神河町介護療育支援事業特別会計歳入歳出決算認定の件 |

- 件
- 第95号議案 平成24年度神河町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第96号議案 平成24年度神河町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第97号議案 平成24年度神河町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第98号議案 平成24年度神河町土地開発事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第99号議案 平成24年度神河町老人訪問看護事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第100号議案 平成24年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第101号議案 平成24年度神河町寺前地区振興基金特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第102号議案 平成24年度神河町長谷地区振興基金特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第103号議案 平成24年度神河町水道事業会計決算認定の件
- 第104号議案 平成24年度神河町下水道事業会計決算認定の件
- 第105号議案 平成24年度公立神崎総合病院事業会計決算認定の件

本日の会議に付した事件

- 日程第1 報告第7号 平成24年度（第17期）株式会社グリーンエコー経営状況報告の件
- 日程第2 報告第8号 平成24年度神河町一般会計継続費精算報告の件
- 日程第3 報告第9号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告の件
- 日程第4 報告第10号 平成24年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果報告の件
- 日程第5 第75号議案 専決処分をしたものにつき承認を求める件（平成25年度神河町水道事業会計補正予算（第2号））
- 日程第6 第76号議案 神河町子ども・子育て会議条例制定の件
- 日程第7 第77号議案 神河町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件
第78号議案 神河町職員の給与の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例制定の件

出席議員（13名）

- | | |
|---------|----------|
| 1番 小林和男 | 8番 藤森正晴 |
| 2番 立石富章 | 9番 廣納良幸 |
| 3番 高橋省平 | 11番 藤原日順 |

4番 松山陽子
5番 藤原裕和
6番 宮永肇
7番 赤松正道

12番 成田政敏
13番 山下皓司
14番 安部重助

欠席議員（なし）

欠員（1名）

事務局出席職員職氏名

局長 ————— 澤田俊一 主査 ————— 楨良裕

説明のため出席した者の職氏名

町長 —————	山名宗悟	地域振興課参事 ———	小林一三
副町長 —————	細岡重義	地籍課長 —————	藤原靖彦
教育長 —————	澤田博行	上下水道課長 ———	坂本康弘
会計管理者兼会計課長	橋本三千也	健康福祉課長兼地域局長	
総務課長 —————	前田義人	—————	佐古正雄
総務課参事兼財政特命参事		病院事務長 —————	細岡弘之
—————	太田俊幸	病院医事課長兼総務課長	
情報センター所長 —	村岡悟	—————	浅田譲二
税務課長 —————	玉田享	病院総務課副課長 —	藤原秀明
住民生活課長 ———	足立和裕	教育課長 —————	谷口勝則
地域振興課長 ———	野村浩平	教育課参事 —————	藤原良喜

○議長（安部 重助君） 皆さん、おはようございます。

昨日は、大雨警報により水防指令第1号が発令されましたが、その影響もなく、安堵しているところでございます。今後の気象情報や、台風17号が九州に上陸したという報告を受けております。今後の動きが大変心配されるわけでございます。そのために安全確保最優先から、今後の議会運営につきましては変則的になるかもわかりませんが、質疑、答弁は簡略にさせていただき、スムーズに議会が進むように御協力をお願いいたします。また、昨晚までの大雨による被害の状況を行政のほうで若干把握されておりますので、その報告を町長のほうからしていただきますので、よろしくをお願いいたします。

町長。

○町長（山名 宗悟君） おはようございます。

昨日、13時に水防指令1号を発令させていただきまして、議会のほうを延会をして

いただきました。それ以降、水防本部設置をし、そして水防活動、具体的には5班体制で町内の巡回に入ったところでございます。雨につきましては、12時前後から14時前ぐらいまで少し強い雨が降ったところでありますけれども、巡回の結果、水は一部ふえたものの、特に新たな被害が出なかったという状況であります。雨が小降りになりました、また、雨雲の状況も見ながら18時に水防指令1号を解除をし、水防本部としましては解散をしたわけでございますけれども、22時30分まで関係課、総務課、建設課、住民生活課において待機をしたという状況であります。並行して昨日19時あたりから少し断続的に強い雨も降ったところでございますが、現在に至っているという状況ではあります。しかしながら、まだけさほど8時半に大雨警報が発令をされまして、またそれと同時に現在、播但線のほうも運転見合わせという状況が続いております。警報が出たことによりまして、学校関係につきましては午前10時半に引き渡しということに決定をしたという状況でございます。

続きまして、被害の状況ということであります。昨日から本格的に建設課のほう、町内被害状況を調査したところでございますが、現時点におきましておおむね40カ所の被害が出ているという状況ではあります。何分にも川の水位がなかなか引かないという状況もございまして、河川の底ですね、そういった部分がまだまだ確認がとれてないという箇所もあろうかと思っておりますので、今後、箇所数はふえるものと予想するところであります。

台風17号が接近してきているということで、九州、指宿あたりに上陸ということで、これから近畿地方に近づいてくるという情報でございます。台風の影響と、それに伴って秋雨前線がさらに活発化するというところで、現時点での気象情報でいきますと、神河町におきましては、昼あたりから15時ぐらいにかけて少し強い雨雲が通過するという状況がございますので、今後の動きに注視をしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上、報告とさせていただきます。

午前9時04分開議

○議長（安部 重助君） ただいまの出席議員数は13名であります。定足数に達しておりますので、第54回神河町議会定例会第2日目の会議を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程に入る前に、建設課長、災害被害調査のために欠席届が出ておりますので、御了承願います。

また、昨日の報告第6号、平成24年度株式会社神崎フード経営状況報告の件で、藤原日順議員の質問に対する答弁の内容で少し誤りがあったようでございますので、ここで地域振興課長より説明の訂正をお願いいたします。

地域振興課長。

○地域振興課長（野村 浩平君） 地域振興課、野村でございます。昨日、神崎フードの決算につきまして御説明申し上げましたが、経営改善計画書の3ページの中ほどの4月から7月の4カ月間の収支のうち、藤原日順議員から御質問の工場経費につきまして、前年度より400万円以上ふえた原因が電気代や包装紙材の値上がりなどが原因と御説明申し上げましたが、その後、濱本社長に確認しましたところ、電気代が一番大きくて142万円、水道代で54万円、ガス代で20万円、修理費としまして炊飯室のハセップ対応の空調機が傷みまして修理代70万円、減価償却費で80万円、リース代で32万円、倉庫の賃料で20万円等が新たにふえたということが原因でありました。電気代やガス代は値上がりの影響が一番大きいんですが、売り上げ自体が伸びております。それによりまして、製造費経費の増ということで光熱水費全部がふえてくるということでございます。訂正して、おわび申し上げます。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 報告第7号

○議長（安部 重助君） 日程第1、報告第7号、平成24年度（第17期）株式会社グリーンエコー経営状況報告の件を議題といたします。

上程報告に対する提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（山名 宗悟君） 報告第7号の提案理由並びに概要説明を申し上げます。

本報告は平成24年度（第17期）株式会社グリーンエコー経営状況報告の件であり、地方自治法243条の3第2項の規定に基づき報告するものでございます。

第17期の経営状況ですが、東日本大震災の影響が少なくなってきたことから、年間の入り込み客も17万4,000人と昨年対比で3,000人の増となり、コテージ、日本間、ドーム等の施設利用が好調であったことから、収益は1億6,746万円で、対前年533万円の増額となりました。一方、支出では、販売費及び一般管理費は1億6,695万円で、対前年368万円の増額となり、営業利益につきましては51万2,000円、対前年165万2,000円の増額、営業外の収益を加算した経常利益は58万6,000円で、対前年40万9,000円の増額となりました。今後も光熱水費や材料費の高騰など、観光施設にとりましては厳しい状況が続くものと思われませんが、リニューアルしましたドーム、体育館、プールなどの活用、7月から始めました食材の持ち込み料徴収、また、季節感ある食事メニューなど、新企画や広報活動の積極的展開とあわせて、従業員一同、経費の削減と接客、接遇の向上に努め、健全経営を行う所存でございます。

以上が報告と理由と内容であります。

詳細につきまして、地域振興課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 地域振興課長、詳細説明をしてください。

その前に昨日の被害調査の、グリーンエコーの被害の状況でございますけれども、それについては質疑が終わってからにさせていただきます、頼みます。

どうぞ。

○地域振興課長（野村 浩平君） 地域振興課、野村でございます。それでは、株式会社グリーンエコーの第17期経営状況につきまして御報告申し上げます。

最初に1ページをごらんください。第17期の事業報告でございます。

平成23年3月の東日本大震災の影響による出控えにより、16期は売り上げが落ち込んでいましたが、17期はその影響も少なくなり、年間の入り込み客も17万4,000人、対前年3,000人の増となりました。17期のいこいの村の営業収益は1億5,446万8,000円、対前年533万9,000円、3.6%の増となりまして、内訳としましては施設利用収入は6,076万5,000円、対前年500万4,000円、9%の増、飲食業務等収入は8,934万7,000円、対前年71万3,000円、0.8%の増、その他収入は435万7,000円、対前年37万7,000円の減、8%の減となりました。増収の大半は上半期の施設利用収入でありまして、特にコテージ、日本間、そして昨年6月に改修工事を行いましたグリーンドームの利用売り上げが多かったためであります。

最近の傾向としましては、若い子連れの家族や若者のグループの利用が多くなったように思われます。その根拠としまして、施設利用収入が伸びているのに対して飲食売り上げが伸びずに飲食の持ち込みが多くなってきています。飲食収入は2,899万円、対前年281万2,000円の減となりました。特に、下半期の収益の伸びが悪いのは、この層の利用が少なかったからだと思われます。下半期は、客層が家族連れから企業や自治体等の団体の忘年会や懇親会利用等に変わっていきまして、本来は健康保養館や日本間の利用がふえてくるのですが、セールス不足によりまして大きく収入を落としました。町民の皆様の御協力や御支援を賜らないと、売り上げの確保はなかなか困難な状況であります。

集客対策としましては、観光協会のイベント、越知川名水街道物語に年3回取り組み、グラウンドゴルフ、ゲートボール大会も年二、三回行い、集客に努めております。また、今ある施設の再生や安全対策にも力を入れ、お客様に口コミで宣伝いただける施設を目指しています。例えばアスレチックの改修、水車処を最新の衛星通信カラオケルームに、コテージの老朽化した冷蔵庫やテレビ台の買い換え、また、お年寄りの方で足腰の悪い方もふえてきましたので、座椅子対応のテーブルも24席購入し、お客様のお越しをお待ちしています。

販売品につきましては地産地消商品を率先して販売し、地域の活性化に努めております。最近では、観光協会から仕入れてありますゆずサイダーが1カ月で約150本売れ、また、粟賀ゴルフ倶楽部ではグリーンエコーの商品や吉富の煎茶などの町特産品詰め合

わせセットを景品やお土産として販売していただいております。

問題点と今後の課題としましては、お客様の満足度を高めるためのCS活動については成果がまだ出てきてない状況ですが、今後は仕組みを変えたりマニュアルを見直したりして、お客様に満足していただけるサービスができるように指導してまいります。サービスの低下、安全性の低下、清掃の低下、この3つの低下が売り上げの低下につながります。朝礼、ミーティングや個人指導をしながら、レベルアップを図ります。また、老朽化した施設、設備、備品をどのようにして改修、改善していくか、また、新たに人を呼べるものを導入をしていくのかが大きな課題となっています。経費につきましては、この4月から電気料金が上がり、年間約100万円の支出増となる見込みであります。お風呂の重油の単価も前年に比べて10円から20円値上がりし、食材につきましても少しずつ上がってきておりますので、原価率が上がり、利益を捻出するのに苦慮しております。

今後の増収対策と運営目標としまして、7月から開始しました食材の持ち込み料徴収につきましては、小学生以上の方から200円を徴収しております。これにより、年間300万円の収入が見込めると試算しております。また、冬期に関してはコテージの料金の見直しを行いまして、少しでも稼働率を高めてまいります。今年度はグリーンエコ一笠形の創立30周年に当たりますので、一年を通じてさまざまなイベント、例えば村内を回るウォークラリーとか30周年記念クイズ等を計画、実行しまして、新たな顧客づくりに役立てていく計画であります。

次に、3ページをごらんください。(4)取締役及び監査役におきまして、株式会社サン・デベロッパーの藤田泰助氏にかわって、藤田昌晴氏、神姫バス株式会社の山口功氏にかわって坪田一夫氏が就任されました。

続きまして、4ページは貸借対照表、5ページは損益計算書でございますが、詳細を7ページから添付しておりますので、ごらんください。

まず、7ページの貸借対照表の説明をさせていただきます。資産の部ですが、流動資産が2,624万7,684円、主なものといたしましては、現金・預金の2,496万9,306円。次に、売掛金の127万4,905円でございます。次に、固定資産が259万3,073円で、うち建物等の有形固定資産が246万7,483円でございます。次に、電話加入権の無形固定資産が2万4,000円、投資その他資産で10万1,590円となりまして、資産合計は2,884万757円となっております。

8ページの負債の部では、流動負債が1,037万1,188円で、主なものといたしましては未払金でございまして、その中でも株式会社ホープへの未払金が785万2,216円となっております。負債合計額は1,037万1,188円でございます。純資産の部では、資本金が2,000万円、利益剰余金が153万431円の赤字となっております。純資産の部合計は1,846万9,569円で、負債・純資産の部の合計額は2,884万757円となっております。

次に、9ページの損益計算書でございます。営業収益の合計額は税抜きで1億6,746万1,553円でございます。内訳としましては、施設利用収入が6,357万7,213円、飲食業務等収入が8,934万6,612円、その他収入が453万7,711円。公益性確保委託料、指定管理料であります。1,000万17円となっております。販売及び一般管理費の合計は1億6,694万9,903円となっております。主なものといたしましては、人件費の532万3,565円と10ページのその他経費の1億5,962万3,621円、その中でも諸手数料が1億3,619万162円となっております。この結果、差し引き営業収益は51万1,650円となりました。そして営業外収益は7万7,547円となりまして、営業外費用は3,354円となっております。経常利益では58万5,843円となりました。税引前当期利益が58万5,843円で、法人税等18万6,542円を差し引いた当期利益は39万9,301円となりました。

なお、これらの補足資料としまして、6ページに部門別の損益計算書を、11ページに株主資本等変動計算書を、12ページから13ページについては、いこいの村における月ごとの施設利用収入、飲食業務等収入、その他収入の売上明細書、14ページには18期の予算書をつけておりますので、ごらんいただきたいと思っております。

以上、簡単な説明でありましたが、報告第7号の株式会社グリーンエコー笠形、株式会社グリーンエコーの経営状況についての報告を終わらせていただきます。

○議長（安部 重助君） 報告が終わりました。

本報告に対する質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

赤松議員。

○議員（7番 赤松 正道君） 7番、赤松です。7ページの売掛金の内容と徴収方法についてお伺いいたします。

○議長（安部 重助君） 地域振興課長。

○地域振興課長（野村 浩平君） 売掛金の内容でございます。これにつきましては、まだ回収できていない売上金でございまして、後日支払い、ツケの支払いの分でございます。以上でございます。

○議長（安部 重助君） いいですか。

赤松議員。

○議員（7番 赤松 正道君） 7番、赤松です。内訳いいますのは内容を、説明をお願いします言いましたのは、飲食等の売り上げか、それともまたそれ以外の何か、また徴収方法についてどういうふうにするんかいうことを尋ねてますんで、先ほどの回答がまだできてないの違うかなと思っておりますんで、再度お願いをいたします。

○議長（安部 重助君） 地域振興課長。

○地域振興課長（野村 浩平君） その点につきましては、申しわけありません。中身につきまして、詳しい資料は持っておりません。申しわけありません。以上でございます。

○議長（安部 重助君） いうことは、後日、報告できますか。

○地域振興課長（野村 浩平君） はい、後日、御報告申し上げます。

○議長（安部 重助君） 期間中に、即。

ほか、ございますか。

赤松議員。

○議員（7番 赤松 正道君） 済みません、徴収方法についても、どうしてこの回収をしていくんやという考え方についてもお願いします。それから売掛金の内訳、今から調査して報告いただくんですけれども、個人とか法人とか、その内容、宿泊費か飲食費か、またそのほかの売掛金かいうふうなことについて内容を知りたいというふうに思いますんで、よろしくをお願いします。

○議長（安部 重助君） 今の質問の内容、わかってもらった思うんですけども、しっかりと調査して後日、報告をお願いいたします。

ほかはございますか。

山下議員。

○議員（13番 山下 皓司君） 13番、山下です。この年度の決算報告は黒字という形での報告でございますが、いわゆる屋内ステージですか、ドームですね、ドームの改修をされました。これは運営会社のほうで事業を展開するという形で実施されたわけですが、非常に立派に竣工しておるところも、私どもも委員会だったと思いますが、見せていただきましたが、そのお金の工面の中にグリーンエコーを大規模改修したときの合併特例債のお金を毎年、3割ですね、30%分をグリーンエコーのほうで負担して返していくというような中で、今回のいうことは24年度の事業の中でこれを繰り延べすると、たしか3年間というようなことでしたが、そういうことであつたと思いません。ちょっと金額も失念いたしました、それが仮にそのことがなかったとしたら、これは赤字だったということですね。赤字になりますね。この100万円単位の数字で、100万円台、100万円から1,000万ぐらいのあわさやいうことは300万から400万ぐらいの金額であつたんじゃないかと思うんですが、そのことがどこにも出てない。報告にも出ておりません。私はむしろこの中で、これはその分については24年度においてグリーンエコーの決算の中で債務として残っておるということから、はっきりと、いわゆる貸借対照表のところに負債という形で明記すべきではないかなというように思います。

そういうこととあわせて、今度はちょっと一番最後のほうに次の年度のところで収支計画が出ておりますが、これもそのことが全然入ってないというふうに思いますんで、その辺をしっかりと押さえておく必要があるんじゃないかと思うんですが、その辺についてお願いをいたします。

○議長（安部 重助君） 地域振興課長。

○地域振興課長（野村 浩平君） 昨年、改修しましたドームの件でございますが、ドー

ムにつきましては、株式会社グリーンエコーから運営を委託しております株式会社ホープがホープの事業として改修したというものでございまして、現時点では改修費等はまだホープのもので資産であるというところでございます。返済猶予後は町に寄附されるというものでございまして、資産一式というのは、株式会社グリーンエコーの資産として、現時点では計上できるものではないというものでございます。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 山下議員。

○議員（13番 山下 皓司君） 13番、山下です。それはもう承知の上の話なんですね。ただ、グリーンエコーと町の関係において、大規模改修されたときはかなりの合併特例債が投入されたら、これはもうそのとおりなんですね。そのお金を返済するのを少し先に延ばして、たしか私はそのときは3年間というふうに記憶しとんですが、そのかわりにドームの改修については、いわゆる事業主体であります町には迷惑かけませんと。それで五分五分の話であったと思うんですね。しかし、それは話としてはそうなんです、やはり決算をしていく中には、それはグリーンエコーとしては町に対しての債務として残っているわけですから、これを宙に浮かすということはおかしいん違いますかというのが私の質問ですので、それがいわゆる紳士協定で、そんなことをここに入れんかて、しっかりと3年先からは返していきますよということなのかね。私はやっぱりこれ明確にしておくべきであるというふうに思うんですが、その辺を聞いておるんで、資産が、今の財産がどこどこというものは、これはもう別な話として私も十分承知した上での質問ですので、よろしく願います。

○議長（安部 重助君） この件につきまして当初、大規模改修したときの問題でありまして、ちょっと今、地域振興課長がよう掌握しておりませんので、副町長もしくは会計管理者、何かわかっておれば。

副町長。

○副町長（細岡 重義君） 細岡でございます。この分の、改修した分の3年間の償還は、3年間は支払いをしなくていいという話の中で、後年に3年間延長するという話で進んだというように思っております。実際には10年で終わるところを13年まで償還するというところでございますので、この3年分は今の負債として計上しないと。その後において、終了する以降3年を、その分が負債として上がってくるということの計上になるというように思います。

○議長（安部 重助君） よろしいですか。

山下議員。

○議員（13番 山下 皓司君） 13番、山下です。ちょっとその辺が若干、説明されたサイドと受けとめたサイドの食い違いがあったかと思うんですが、公の席ですので、ひとつ今、副町長がおっしゃったことで、町民の皆さんにもそういった形で、いわゆるグリーンエコーと町とが、第三セクターといえども1つの独立した会社、会社いうんですかね、ところですので、そことの関係は副町長が答えられた形できちっと整理されてい

るというように確認をさせていただきます。

以上、終わります。

○議長（安部 重助君） 再度、副町長、答弁願います。

副町長。

○副町長（細岡 重義君） 細岡でございます。今、野村課長に確認しましたら、その分について覚書をとっているということでございますので、グリーンエコーと交わした書類もでございますので、今後はそのように処理したいというように思っております。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

○地域振興課長（野村 浩平君） 済みません。

○議長（安部 重助君） 地域振興課長。

○地域振興課長（野村 浩平君） 私、先ほど決算説明の中で、若い子連れの利用という表現をいたしました。それにつきまして、訂正させていただきたい思います。子供連れのお客様というふうにさせていただきます。申しわけありません。

○議長（安部 重助君） ほか、ございますか。

成田議員。

○議員（12番 成田 政敏君） 12番、成田です。健康保養館という表現で施設利用料と、それから飲食関係、どういう運営をなさっとるのか、ちょっとポイントだけお願いしたいと思うんです。

○議長（安部 重助君） 地域振興課長。

○地域振興課長（野村 浩平君） 健康保養館の施設利用でございまして、施設利用がお風呂の分でございまして、響の湯の入浴は入浴、健康保養館の、これは部屋を使うのに料金がかかりまして、2階の部屋でございましてね。1時間当たり何ぼいう料金がかかります、健康保養館は。その分が健康保養館の利用収入、健康保養館の上の響の湯の入浴は入浴料の収入、飲食業務のところにも健康保養館が出てきます。これは、健康保養館で食事されたときの売り上げということでございます。（「一番メーンの売り上げですね」と呼ぶ者あり）はい。以上でございます。

○議長（安部 重助君） いいですか。

ほかはございますか。

松山議員。

○議員（4番 松山 陽子君） 4番、松山です。3ページでは、従業員の状況で男性が2名という方のみ書かれております。人件費についても、その2名分の人件費が500万出てるかと思うんですが、女性の方が数名働いておられますが、その方についてはどういう扱いで、その方の人件費等はどこに掲載されているのか教えていただきたいと思っております。

○議長（安部 重助君） 地域振興課長。

○地域振興課長（野村 浩平君） グリーンエコー全体の従業員でございまして、正社員

は22人、うち21人が町民となっております。そうなのですが、22人のうち2人が株式会社グリーンエコーから給料を支払ってます。株式会社グリーンエコーの社員でございます。残りの20人につきましてはホープの社員でございます、ホープから給料が出ているということでございます。男女別の数字はちょっと調べてないんですが、女性がかかなりいらっしゃいますということでございます。ホープの給料につきましては、10ページのちょうど中ほどでございますね、その他経費の中に1億3,600万円等が書いてありますが、その中から給料が出ていると。これ、グリーンエコーの売り上げから株式会社フードに委託料として払う分、諸手数料として払う分でございます……（発言する者あり）ホープへ払う分でございます、そこから従業員の給料が出ているというところでございます。以上でございます。

○議長（安部 重助君） いいですか。

ほか、ございますか。

小林議員。

○議員（1番 小林 和男君） 1番、小林です。ただいまの説明によりますと、グリーンエコー30周年記念ということで新しい企画をされるという、その中に集落ウォーキングをメニューに取り組んでられるというふうなことを聞いたんですけども、これは素晴らしいことと思います。それをどのような方法で、例えば簡単な地図をつけて集落のどなたかが、その集落をガイドされるのかといったいうふうな具体的な計画がありましたら、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（安部 重助君） 地域振興課長。

○地域振興課長（野村 浩平君） まだ具体的には中身は固まってないんですが、集落じゃなしにグリーンエコー笠形はいこいの村という別称を持っておりまして、いこいの村の村内、ということはグリーンエコー笠形の施設内を回るウォークラリーを一応計画していると。それ、根宇野とか山田とか周辺にも歩いて楽しめる場所もございますので、そこまで取り入れるかどうか、今後検討してまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（安部 重助君） ほか、ございますか。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） ないようでございますので、質疑を終結します。

報告第7号については、以上のとおりでございます。よろしく御了承のほどお願いいたします。

○議長（安部 重助君） ここで、一昨日の大雨によるグリーンエコーの施設の被害報告を地域振興課長より受けますので、よろしく申し上げます。

地域振興課長。

○地域振興課長（野村 浩平君） 貴重なお時間いただきまして、ありがとうございます。一昨日の集中豪雨によりまして、グリーンエコー笠形でも非常に大きな被害が出てお

ります。一番被害が大きかったのは、杉の湯荘の上の道路、オウネン平等に上がる道路なんです、その排水路があふれて濁流が、杉の湯のエレベーターの横からお風呂のロビーとレストラン棟、バーベキューとかレストランがあるところでございますが、そこに流れ込みまして床上浸水いたしました。従業員が清掃等に当たり、また昨日、業者によりますお風呂の1階ロビーのカーペットのクリーニング等をいたしまして、とりあえずは営業ができる状況にまで復旧はいたしておりますが、今後の雨の状況によりまして予断を許さないというところでございます。

続きまして、環境改善センターも2階の大ホールの横、ユズ畑の横に水路があるんですが、その水路が詰まりまして泥水が大ホール、2階のロビー等に流れ込み、1階の階段を伝って落ちて1階のロビーや研修室等が浸水いたしまして、従業員が清掃作業に当たっております。

道路関係ではオウネン平への、くねくねと曲がる道路なんで、1カ所の路肩が少し落ちております。また、ずっと根宇谷の谷自体を奥へ上がる林道も土砂等で通行できないというような状況となっております。

また、河川の護岸が傷んでおりまして、杉の湯の橋の取り付け部の護岸も崩れまして景観を損なっております。

水の関係ですが、グリーンエコーは直接水道を設置しておりますが、今は主たる取水口、根宇谷の一番奥の大谷という谷から取水しているんでございますが、取水口が詰まって水源地に水が入ってきておりません。根宇谷川の上流から管で水を引いている関係で、取水経路自体の点検をして適切な復旧工事をする必要がありますが、そこへ至る林道には車両が入れない状況であります。まだ、最終チェックができていないと、できない状況でございます。いざとなれば、町水道ともタンクで、町水道から地下タンクの横に地下タンク掘りまして、そこへ水を入れて、そこからポンプで水源地に上げるという工事を以前にもうしてございまして、そこから町水道を上へ上げられますんで、断水にはならないということでございますが、一日も早い水関係の確認、点検、復旧が必要であるという状況でございます。

昨日は定休日でしたが、まだ杉の湯荘上部の谷の水量が多く、水源地の横の谷を根宇谷川へつながる水路、道を横断している水路がそこも詰まっております、そこから水があふれて余計に杉の湯の上の道路へ来ているという状況でございまして、それらの対策、きのうから続けておりますが、まだ排水が確保できないという状況でございます。何とか早くしたいと取り組んでおります。きょうもそういう関係で臨時に休業いたしまして、施設周辺部を含めて総点検しているところでございます。

以上で報告を終わらせていただきます。

○議長（安部 重助君） 日程に戻ります。

○議長（安部 重助君） 日程第2、報告8号、平成24年度神河町一般会計継続費精算報告の件を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（山名 宗悟君） 報告第8号の報告理由並びに内容について御説明申し上げます。

本報告は平成24年度神河町一般会計継続費精算報告の件についてであります。地方自治法施行令第145条第2項の規定によりまして、継続事業の統合小学校施設整備事業及び統合幼稚園施設整備事業につきまして、継続費精算報告書をもって報告するものでございます。平成21年度から平成24年度までの支出済み額の合計は、統合小学校施設整備事業で13億4,778万2,241円でございます。統合幼稚園施設整備事業は、2億8,137万4,427円でございます。

以上が報告理由と内容でございます。

詳細につきまして、総務課財政特命参事から説明します。よろしく御審議をお願いします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

総務課財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（太田 俊幸君） 総務課、太田です。詳細説明をいたします。

報告書をごらんください。表の上の部分が小学校費で、下の部分が幼稚園費でございます。

表を縦に3つに分けて左側が全体計画で、真ん中が実績、右側がその比較でございます。小学校費の一番下の計の欄の13億5,841万1,000円は、平成21年度から平成24年度までの予算額の合計でございます。次に、予算の財源内訳を記載しております。次に、中ほどの実績の支出済み額は13億4,778万2,241円で、4年間の決算額の合計となっております。財源内訳は、国県支出金が6億4,698万1,000円、地方債が6億490万円、一般財源が9,590万1,241円でございます。右側は予算との比較でございます。

幼稚園費も同様に、一番下の計の欄でございますが、予算額は2億8,272万9,000円で、中ほど、支出済み額が2億8,137万4,427円でございます。財源内訳は、国県支出金が6,580万3,000円、地方債が2億480万円、一般財源が1,077万1,427円でございます。右側は比較でございます。

以上で簡単ですが、説明を終わります。

○議長（安部 重助君） 詳細説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。質疑ございませんか。

赤松議員。

○議員（7番 赤松 正道君） 7番、赤松です。先ほど説明された中の地方債の利率に

ついてお願いをいたします。

○議長（安部 重助君） 財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（太田 俊幸君） 済みません、利率につきましてはちょっと今、資料を持ってきておりませんので、この地方債におきましては、ほとんどが合併特例債でございます。一部が緊急防災事業債ということでございます。利率につきましては、後ほどまた報告します。

○議長（安部 重助君） 後ほど、しっかり報告してください。

ほか、ございますか。特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 特に質疑ないようでございます。質疑を終結します。

報告第 8 号については、以上のとおりでございます。よろしく御了承のほどお願いいたします。

日程第 3 報告第 9 号

○議長（安部 重助君） 日程第 3、報告第 9 号、健全化判断比率及び資金不足比率の報告の件を議題といたします。

上程報告に対する提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（山名 宗悟君） 報告第 9 号、健全化判断比率及び資金不足比率の報告の件について報告理由及び内容を御説明申し上げます。

本報告は地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び同法第 22 条第 1 項の規定により、平成 24 年度決算に基づく財政健全化判断比率及び資金不足比率を報告するものでございます。

まず、実質赤字比率及び連結実質赤字比率でございます。普通会計及び特別会計と公営企業会計、それぞれに赤字はなく、これら会計を連結しての赤字もないので、該当ございません。実質公債費比率は 18%、将来負担比率は 80.2%、いずれも早期健全化基準以下の比率でございます。公営企業会計に係る資金不足比率は、資金不足が生じていないので、該当ありません。

以上、監査委員の審査意見書を付して報告いたします。

詳細につきましては、総務課財政特命参事から説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

総務課財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（太田 俊幸君） 総務課、太田でございます。報告第 9 号、健全化判断比率及び資金不足比率について詳細説明をいたします。

表紙をめくっていただきまして、健全化判断比率及び資金不足比率の報告書をお願い

します。

実質赤字比率、連結実質赤字比率につきましては、それぞれ町長の説明がありましたように赤字ではございませんので、ハイフンで示しております。

実質公債費比率につきましては18.0で、23年度決算を受けての比率については19.7でしたので、1.7ポイント改善いたしております。それから将来負担比率につきましては80.2ということで、23年度の82.4より2.2ポイント改善いたしております。これらは右側の欄にございます早期健全化基準の実質公債費比率25.0、将来負担350.0の早期健全化基準より下回っております。この実質公債費比率及び将来負担比率の改善の要因といたしましては、標準財政規模がふえたことと地方債残高が減っている傾向が上げられます。また、合併特例債等、交付税算入率の高い起債へのシフトや、これまでの新規借り入れの抑制と繰り上げ償還をやってきたところの効果が出てきているものであります。また、将来負担比率の改善については、財政調整基金等の充当可能財源が増加したことや地方債の現在高が減ってきたことが要因にあります。

資金不足比率につきましては、水道事業会計、下水道事業会計、病院会計、土地開発事業会計、それぞれにおいて資金不足を生じておりませんので、ハイフンで示しております。計画どおり、来年、平成26年度の実質公債費比率において18%を切るのは確実と思われれます。

それから、このそれぞれの指数をどのように算定しているかということですが、最後のページ、4枚めくっていただいて資料の5ページに、財政健全化判断比率及び資金不足比率は次のように算出されますという表をつけております。

まず、実質赤字比率につきましては、標準財政規模54億4,881万3,000円を分母といたしまして、一般会計等の実質赤字額、これはマイナスで表示しておりますのは黒字であるということですが、黒字が1億8,524万8,000円ということでございます。このそれぞれの数字は、1枚戻っていただいて3ページをお願いします。横長の表の中で、先ほど分母で申し上げました標準財政規模とは、真ん中の段の(15)、(16)、(17)、標準税収入額等、普通交付税額、臨時財政対策債発行可能額を足したものでございます。平成24年度の3つの数字を足したものが54億4,881万3,000円ということになります。それから分子の黒字1億8,524万8,000円という数字は、2ページの左側の上、一般会計等の5つの会計の実質収支額を足したものの小計が1億8,524万8,000円でございます。このような計算をしますが、黒字の場合は該当なしということでございます。

それから連結実質赤字比率ですが、分母の標準財政規模は先ほど申し上げたとおりでございます。連結実質赤字額というのは、2ページの一般会計の金額と下の国保、介護保険、後期高齢者医療、それから右側の水道、下水道、病院、それから、その下の老人訪問看護、土地開発事業特別会計、これらを全て足した合計が11億314万2,000

0円ということで、全て足して黒字ということでございますので、赤字比率については該当しないということでございます。

次に、実質公債費比率であります。分母は標準財政規模から普通交付税に算入される普通会計の元利償還金、企業会計の準元利償還金充当繰出金を引いた額でございます。分子については、地方債の元利償還金や公営企業元利償還充当繰出金等から特定財源や普通交付税に算入される償還金を引いて算出します。平成24年度の単年度については16.67647%でございます。3ページに単年度の比率を書いておりますけれども、それを22年度、23年度、24年度を足しまして3で割りますと、18.0となります。小数点以下2位は切り捨ててでございます。3カ年平均で表記いたすものでございます。

それからその下、将来負担比率であります。これも分母は標準財政規模、それから元利償還金、準元利償還金の交付税算入額を引きます。分子ですが、将来負担額は地方債現在高に債務負担額や公営企業繰入見込み額や事務組合の繰入見込み額、退職手当負担見込み額を足したものでございます。これに財政調整基金等各基金の残高や公営住宅使用料等の特定財源や地方債現在高の交付税算入見込み額を引いたものでございます。そのように算出しまして、80.2ということでございます。

それから資金不足比率につきましては、事業の規模を分母にいたしまして、分子は資金の不足額ということでございますが、資金の不足がそれぞれの会計にありませんので、これについてもハイフンで示しております。

以上で説明を終わります。

○議長（安部 重助君） 報告が終わりました。

本報告に対する質疑に入ります。

藤原日順議員。

○議員（11番 藤原 日順君） 11番、藤原でございます。過去2年間の実質公債費比率の推移を見ますと、21.2から19.7ということで順調に推移しておりました。24年度決算、ですから25年度適用の分からは18%未満を達成するであろうということで、前、報告を受けとったんですが、残念なことに18.0ということで未満になることができませんでした。細かく言うと、18.03018という数字になろうかと思えます。前の説明では、平成24年度が16.58594未満なら18%未満を達成するというので、実際24年度16.67647という数字でございますので、0.09%今回ふえたというか、見込みよりふえたということで18%を切るできなかったということでございます。

5ページのほうに実質公債費比率の計算式が出ておりますけれども、当初の説明では42億9,590万の分母で、分子が7億1,244万3,000円になるから16.58425という数字で18%を達成するであろうという説明を受けておったんですが、実際の決算によりますと、分母が43億625万4,000円、分子のほうは7億1,

813万1,000円ということで、分母のほうは標準財政規模が大きくなった関係で1,000万ほど分母がふえておりますけども、片や分子のほうもプラス要因、568万8,000円ふえておるといふことでございます。先ほどの43万625万4,000円という分母に対して0.09%を乗じますと389万8,000円、390万ほど大きかった関係で、18%が達成できなかったという結論になろうかと思っております。分子のほうが先ほど言いました568万8,000円ふえた関係で、18%未満ということが達成できなかったといふことでございますけども、その分の原因として考えられるのは、ちょっとお聞きしたところによれば、先ほどの3ページの実質公債費比率の状況の中での4番、公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てられたと認められる繰入金、この分が見込みより多かったのではないかという、特に流下式下水道に対する償還財源としての分が多かったというようなことをちらっと聞いたんですけども、もう少し詳しく、当初の見込みよりも多くなった、多分4番のところはふえたんだらうと思うんですけども、その辺の原因について詳しく御説明をいただければというように思います。お願いします。

○議長（安部 重助君） 財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（太田 俊幸君） 実質公債費比率につきましては、この予算時におきましても17.9%と見込んでおりました。その後、どのように変わったんやということなんですけども、さっき言われましたように分母のほうはふえております。これは交付税につきましても、また、財源対策債につきましても額が決まっております。また、税も決まっておりますので、このような結果になっておりますが、ふえております。

分子でございますが、これは算出式がございまして、一般会計は起債償還額そのものを使いますが、公営企業会計は起債償還の財源に充てられたと認められる額ということになっております。起債償還額ではないといふことでございます。起債償還額については余り変化はなかったんですが、下水道繰入金におきまして3条分の分流式下水道に要する経費というところに決算統計の分類をふやしておりました。案分の算出式によりまして、準元利償還金算入額がふえたといふことがございます。分流式とは汚水と雨水をそれぞれ別に処理するという方式でございまして、合流式と区別するものでございます。一般的に汚水は使用料で賄えると。雨水につきましては一般会計からの繰り入れによって賄うというふうになっており、それが原則となっております。使用料で賄うべき分流式の経費で繰出金が充当できるのは主に元利償還金ですので、案分の数値がふえてきました。結果、下水道への繰出金は昨年より1,500万円減っておるんですが、準元利償還金というのは複雑な式があるんですが、それに当てはめると659万4,000円ふえたということになりました。そういうようなことで、計算上の問題でこのようなことになっております。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 藤原日順議員。

○議員（11番 藤原 日順君） 今の説明では、分流式下水道の分に対する償還の財源となる分の繰出金のほうの計算式が、案分の計算式が違っておったという説明だったと思うんですけども、これまでも下水道事業、上水道事業、病院事業に対してはそういった繰り出しをやっておって、一つの安定した計算式、これまでの使っておった計算式にあったと思うんですけども、それが今度、案分式が違っておったというのは今回から特別に、例えば流下式というか分流式の下水道に関する繰出金の計算基準が変わったと考えてよろしいのでしょうか。それとも、ただ単なるミスだったということでしょうか。どちらでしょうか。

○議長（安部 重助君） 財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（太田 俊幸君） 式が変わったということではございません。分流式のほうに配分する額がふえたということで、ふえるということを経済、私のほうで把握してなかったという、そういうようなところで予測できなかったというところがございます。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（安部 重助君） ほか、ございますか。

山下議員。

○議員（13番 山下 皓司君） ちょっと教えていただきたいというような質問になるんですが、いわゆる実質赤字比率とか、または将来負担比率の絡みになるかと思うんですが、2ページの法適用企業、水道とか下水、病院、この剰余金がこれも黒字になってますね。これは収益的収支のことだと思うんですが、ほかに、この3会計とも資本的収支で赤字ですね。この分は今回報告いただく内訳というんですか、そこから別にあるのか、それはもうこの将来負担比率等についても、ちゃんとその分もクリアできているのか、その辺についてちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（安部 重助君） 財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（太田 俊幸君） この水道、下水道、病院の会計のそれぞれの収支ですね。その分ではなくて、資金不足剰余金というのがないということがございますが、ちょっと済みません、もう一度質問をお願いいたします。（発言する者あり）

いや、3会計とも赤字にはなっておりません。（発言する者あり）4条分を入れてですんで。今、おっしゃいましたのは収益的収支の関係のことでございますが、4条の資本的収支を合算した収支でございますということで、赤字になってないというところがございます。

○議長（安部 重助君） 山下議員。

○議員（13番 山下 皓司君） 全て入っていると、資本的収支の分も入ってるということですね。わかりました。

○議長（安部 重助君） 財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（太田 俊幸君） 済みません、ちょっと意味がわからなかったもので。3条と4条を足したものでございます。

○議長（安部 重助君） ほか、ございますか。特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） ほか、質疑ないようでございます。質疑を終結いたします。

報告第9号については、以上のとおりでございます。よろしく御了承のほどお願いいたします。

ここで暫時休憩を行います。再開は10時20分といたします。

午前10時05分休憩

午前10時20分再開

○議長（安部 重助君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

ただいま大雨洪水警報が発令されておりました、その若干、新田また根宇野付近で大変大きな雨が降っておるようでございます。そのちょっと事前の対策ということで総務課長と住民生活課長が退席しておりますので、御了承願います。

それでは、日程に入ります。

日程第4 報告第10号

○議長（安部 重助君） 日程第4、報告第10号、平成24年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果報告の件を議題といたします。

上程報告に対する提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（山名 宗悟君） 報告第10号、平成24年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果報告の件について、報告理由及び内容を御説明申し上げます。

本報告は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条に規定する教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を実施いたしましたので、別紙のとおり報告書を提出し、公表するものでございます。

以上が報告理由でございます。

詳細につきまして、教育課長から説明しますので、よろしく御審議をお願いします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

教育課長。

○教育課長（谷口 勝則君） 教育課、谷口でございます。それでは、報告第10号の内容につきまして御説明をさせていただきます。

お手元資料の1ページをごらんください。まず、教育委員会が規定しております点検及び評価の実施方針についてでございます。

まず1の趣旨でございますが、神河町の教育委員会は毎年、主要な施策や事務事業の取り組み状況につきまして点検評価を行い、課題や取り組みの方向性を明らかにするこ

とにより、効果的な教育行政の一層の推進を図ることとしています。また、点検及び評価の結果に関する報告書を作成し、これを議会に報告するとともに、公表することにより町民への説明責任を果たし、町民の皆様信頼される教育行政を推進することに努めております。

次に、2の実施方法でございますが、これにつきましては6項目掲げております。

(1)は毎年度の神河町の教育の方針や目標による点検評価の実施について、(2)は進捗状況の総括や方向性について年1回の実施について、(3)は内部評価の実施について、(4)は有識者による外部評価の実施について、(5)は有識者の設置について、(6)は町議会に報告書を提出し、公表するという実施方法でございます。5名の有識者によります外部評価を本年7月10日と7月31日に2回の委員会を開催し、取りまとめをいたしまして、このたびの報告書となっているところでございます。

次に、3の参考の根拠法令でございますが、この点検及び評価を行います根拠法令は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の条文をつけております。この条文に基づきましてこの点検を行い、議会に報告するものでございます。

それでは、2ページから6ページにかけまして評価シートの説明をさせていただきます。

まず、2ページをごらんください。平成24年度の神河町の教育の施策の主な部分についての評価でございます。評価項目は、教育委員会のほうで25項目を定めております。そして、その評価のランクでございますが、A、B、C、D、Eという5段階に分けております。Aは十分に達成されている、Bはほぼ達成されている、Cはやや不十分である、Dは達成されていない、Eは達成が困難であるという5段階でございます。この2ページは、教育委員の活動、それから学校教育の分野でございます。次に、3ページは同じく学校教育の分野でございます。次に、4ページは社会教育の分野でございます。次に、5ページは同じく社会教育の分野と予算執行の事務、そして施設設備の管理の分野でございます。次に、6ページは同じく施設設備の管理の分野でございます。各分野ごとに評価項目をつくりまして、評価をさせていただきました。

まず、内部評価としまして、教育課におきまして24年度事業評価をさせていただきました。次に、外部評価として一番右の外部評価、評価委員の欄でございますが、これは5名の評価委員さんにA、B、C、D、Eというランクの評価をつけていただきました。事前に5名の委員さんを選任し、評価委員会を組織し、各部門の学校教育、社会教育、公民館、地域交流センター、給食センターのそれぞれの職員が評価委員会に出席しまして、事務事業の内容を委員さんに報告して評価をいただきました。評価の分析の内容はここに掲載のとおりでございますが、25項目中、Aの十分に達成されているのは5項目で20%でございます。Bのほぼ達成されているが20項目で80%ということでございます。各委員さんの個別の評価では、全員の方のAの評価項目が1項目、4名の方のAの評価項目が2項目、3名の方のAの評価項目が2項目で、その結果、先ほど

の説明のとおり総合評価がAの評価は5項目でございました。このほか、個別の評価の中では2名の方の委員さんのAの評価項目が4項目、1名の方のAの評価項目が6項目でございました。そして、評価のC、D、Eについてはございませんでした。

次に、主な内容の評価としましては2ページをごらんいただきたいと思います。2ページにおきまして、学校教育の分野の下から3段目の右の欄、外部評価Aをいただいている項目でございますが、朝、昼のショートタイムの活用により算数、読書、プリントの実施など、きめ細かな取り組みや自立学習の手引書の活用により学習意欲を引き出し、わかる授業の工夫がされています。また、児童・生徒のアンケートによりますと学校が楽しいと答えた割合が小学校におきましては98.2%、中学生におきましては87.5%という結果が出ています。また、平成24年4月17日実施の小学校6年生と中学校3年生の全国学力テスト、算数、数学と国語におきましては、全国平均を3ポイントから6ポイント上回っているという結果が出ていて、全国一の秋田県と同じポイントとなっています。このような内容から外部評価Aをいただいています。しかし、小学校、中学校においてA問題の基礎基本となる学力はありますが、B問題の応用する学力についてはもう少し高める余地があるという結果が出ております。

次に、その下の欄でございますけれども、人権、いじめ、不登校、道德教育の項目ですが、児童生徒のトラブルやけんかはある程度あることは事実でございますが、いじめにつながるようなことはなく、24年度においては、いじめといわれる事案についてはございませんでした。問題行動としては、学校より毎月報告をいただき、県教委へも報告をしております。緊急を要するものにつきましては、速報として連絡を受け、把握と対処を学校と町教委が一体となって行っております。不登校につきましては、中学校におきまして全学年の中で7名の生徒が適応指導教室を利用しております。いじめ問題への対処については、中学校や中規模校の小学校におきましては生活アンケートを学期ごとに基本として5月、9月、1月に行い、学年ごとや指導部ごとに、そして職員会議や子どもを語る会などによりまして状況把握や指導方法について先生間で協議、検討がなされておりまして、その結果に基づきまして個別の教育指導を行い、また、スクールカウンセラーにもお世話になりまして未然に防止されるよう、心がけて取り組んでおります。

次に、3ページをおあげください。一番上の欄でございますけれども、自然学校やトライやるウィーク等の項目についてですが、自然学校が楽しいと答えた児童の割合が96.1%、トライやるウィークがよかったと答えた生徒の割合が97.1%となっています。また、ふるさと学習の推進という面では将来この町に住んでみたいという割合が小学校5年生では83.8%という結果が出ております。

次に、4ページをごらんください。社会教育の分野でございますが、一番上の欄、子育て支援対策として放課後子ども教室や学童保育クラブ、子育て学習センター、児童センター、きらきら館事業に取り組んできましたが、きらきら館におけるきらきらイベント事業におきましては対前年度比38.3%の増、また粟賀学童クラブにおきましては、

神崎小学校新築に合わせて、体育館2階にニーズに合わせて定員を2倍の80名とし、神崎学童クラブとして準備を進めることができました。このような内容から外部評価はAをいただいています。

次に、5ページでございますけども、5ページの上から2番目の欄でございますけども、文化財関係でございますけども、長年の懸案でございました古文書の整理が21年度より開始され、24年度においても引き続き100%補助の委託事業を採択いただき、歴史資料の総合調査が推進することができました。また、シンポジウムや平家伝説サミットなどにより、できるだけ知っていただく、見ていただく、学んでいただくことに努めることができました。このような内容から外部評価はAをいただいております。

次に、その下、3段目でございますけども、地域交流センター事業でございますが、長期留学生は23年度は11名でしたが、24年度は7名、そのうち被災児童の受け入れを1名行いました。また、短期山村留学におきましては、23年度320名から24年度371名という受け入れ状況でございました。短期留学につきましては、それぞれ定員がある中で筒いっばいの伸びでございます。育てる会が他府県の市や町で実施しています短期山村留学より人気があり、定員オーバー分につきましては他の実施場所に譲っているというふうな状況です。このような中で23年度より町内の子供たちにも活動してもらいたく、週末短期の1泊2日などを学校や保護者に案内、紹介させていただき、町内の子供たちの利用促進を図ってまいりました。

次に、6ページをごらんください。一番上の欄でございますが、所管施設の改善、維持でございますが、予算が厳しい中、中村の町民グラウンドの改修について新たな助成金としてスポーツ振興くじ、別名toto、サッカーくじを見つけまして採択を受け、助成金をもとに改修することができました。以前の町社会教育委員会におきましても、グラウンド改修を検討するよう意見があったところでございます。このような内容から外部評価はBをいただいております。23年度はCの評価でございました。

また、その下の欄でございますが、中央公民館、神崎公民館施設の維持、充実でございますが、中央公民館は築17年を経過、また、神崎公民館は築34年経過の中で老朽化が進んでいますが、限られた予算の中で緊急を要することに関しましては対処できていることから、外部評価はBをいただいております。これも23年度はCの評価でございました。

次に、上から3段目の外部評価Aをいただいている項目でございますが、統合2年目の神河中学校においては、先生も生徒も学校をつくっていったという意気込みが感じられます。また、神崎小学校・幼稚園の建築に関しましては工期の延長は行いましたが、平成25年3月25日に完成し、平成25年3月31日に無事、神崎小学校・幼稚園の開校式、開園式、そして竣工式をとり行うことができました。また、南小田小学校・幼稚園の統合も含め、統合に伴う諸課題についても整理ができ、それぞれつつがなく平成25年4月1日を迎えることができました。という内容から、外部評価Aをいただ

いております。

次に、7ページと8ページでございますが、総合所見としまして学校教育関係、社会教育関係、施設設備予算関係の各分野ごとに教育委員会の内部評価と5名の委員さんによります外部評価をいただいております。

外部評価の主なものとしまして、まず学校教育関係では、全国学力調査の結果において兵庫県と比較した数字が小学校6年生、中学校3年生とも上回っていて、よい結果が出ていることは町内の小・中学校の教育課程が着実に実施されていることを証明するものであります。一方、培った基礎的、基本的事項をもとにして段階的に思考を重ねたり、思考の幅を広げていく応用力がいま一つ十分でないという課題もあり、今後の指導方法の工夫が期待されるという所見や、各学校園は神河町教育の基本方針や重点課題などにに基づき、学習指導や生活指導など教育活動全般に充実した実践が推進されている。さらにわかりやすい楽しい授業、やる気を育てる指導など、一人一人の子供や保護者の願いを踏まえて、信頼と魅力ある学校園づくりに取り組んでほしいという総合所見をいただきました。

また、社会教育関係では、幼稚園の預かり保育や放課後子ども教室、学童保育クラブ、きらきら館などの子育て事業は町民の今日的なニーズに応じるもので、安心して働けるなどと町内での評判はよい、子育て支援への取り組みを評価できる。今後さらなる充実と安全に配慮した運営がされることに期待するという所見や、学校給食事業が事故なく衛生的に実施されていること、また、地産地消を目指して、おいしい給食がされていることは、神河町の気候を初めとする自然環境と子供たちの成長過程において食物摂取との好ましい調和がとれていると思うという所見や生涯学習活動、文化的なまちづくりの一端を担う公民館の役割は重要であるとする。実績が減少傾向にあるため住民の要望を掌握し、比較的若い層からも支持される講演事業にも取り組んでいただきたいという総合所見をいただきました。

また、施設設備、予算関係では、町財政が厳しい中であっても事業計画に基づき予算の執行が行われ、教育環境の充実や施設設備の改善、維持が図られている。社会教育、学校教育の実績を上げるための創意工夫も十分に感じられる。学校統合において余剰の備品等も確実に該当校に引き継がれ、充実した教材や備品を効果的に使用されるよう、町教委の適切な指導がなされているという所見や、平成25年度の統合に向けては一定の成果が見られると考える。今後、町内の学校園において設備面で大きな差が出ないように予算の計画や執行に努めていただきたいという総合所見をいただきました。

なお、今後、議会におきましても、決算特別委員会におきまして平成24年度に教育委員会が実施しました各事業につきまして、御審議いただくこととなります。決算書並びに決算説明資料に具体的に掲載をさせていただいておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上、簡単ではございますけれども、詳細説明を終わらせていただきます。

○議長（安部 重助君） 報告が終わりました。

本報告に対する質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

高橋議員。

○議員（3番 高橋 省平君） 3番、高橋です。学力調査において、町平均が全国県平均を上回るという報告をいただいたんですけれども、神河町の子供たちの学力が平均的に高い原因というか、その辺は教育委員会としてはどういうふうに分分析をされていますでしょうか。

○議長（安部 重助君） これは教育長から答弁願います。

○教育長（澤田 博行君） 教育委員会の澤田です。ただいまも申しましたように、各学校におきまして細かい朝の学習とか、また昼の学習とか、そういうところ辺での基礎学力等もつけるために学習タイムをとりまして、基礎的なことにつきましては着実にできていると思っております。指導が徹底されております。そういうことで、Aの問題につきましては大変いい成績をおさめているというのが現状です。その結果というのは、やはり地域性もありまして、家庭での学習等につきましても学校では家庭学習のしおりというような形で指導もしておりますし、家庭で大変細かく子供の学習についても、それぞれ協力して見ていただいているということがあると思います。それからB問題につきましては、やはり思考的なこととか応用的なことにつきましてはの判断力等につきましてもはや課題がありますので、学校等ではそれについての指導につきましても、重点的にやっていますところなんです。ことしの重点目標の言葉の力をつけようということにつきましても各学校での取り組みにつきましても、それぞれ考えて各学校独自の考え方でやっておりますので、それもこれからの成果に期待するものですし、昨年度、読書活動ということをして全ての学校で取り上げました。幼稚園、小学校につきましても、全ての子供がカーミン読書をしようということで取り上げて、頑張ってくれましたので、それぞれよく頑張りましたという賞を渡したんですけれども、そのような取り組みもこの成果にあらわれているんじゃないかなというように思っております。以上です。

○議長（安部 重助君） 高橋議員。

○議員（3番 高橋 省平君） 3番、高橋です。今、教育長が申されましたきめ細かい取り組みというのは、一般的に各学校に広まってきている、そういう内容かと思うんですね。かなり神河町の子供たちの成績がいいということになりますと、ちょっと今申された一般的な取り組みとは違う要因があるのかなというような感じもするんですね。ほかのところとの差っていうものが、ちょっと今の教育長の御説明からは読み取れなかったんですけれども、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（安部 重助君） 教育長。

○教育長（澤田 博行君） 澤田です。先ほども申しましたように学校の取り組みにつきましては、全国的にも朝読書とかというような取り組みがされておりますので、そういうことは一般的だと思いますし、それを神河町では徹底してやっているということが一

つあります。徹底できているということでね、学校全体で、全校で取り上げているということです。それと、もう一つは、やはり一番大きいのは家庭の協力が得られるということだと思います。地域として、やはり宿題にしましても、例えば読書をしなさいよということにしましても協力が得られている。また、学習の準備物ですね。そういうようなことにつきましても、やはりきめ細かく保護者の方にも点検していただいておって、忘れ物も少ないとか宿題忘れが少ないとか、そういうようなところの地域、家庭の協力も私はこの地域の、神河町のよさだというようには理解しております。そういうことで、ほかよりも今までのところ、よく成績が出ているんじゃないかなというふうに理解しております。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

成田議員。

○議員（12番 成田 政敏君） 成田でございます。全体の評価を聞かせていただきまして、よく頑張られておるということだと思いますが、ただし、この2ページのA、一番上の1番の基礎学力ですね。これに関しては、非常に全国的に平均値を上回った。ところが2番、3番のかけがえない命、それから生きる力の基礎、これはBということでございまして、私はこの後、このBというのが最終的にAに変換をさせていただきたいと、このように思います。やはりこれでは頭でっかちの、要は勉強はできるけども、命、それから生きる力と、こういうことがまだ少し弱いということになりますので、社会に出ますと、やっぱりここら辺が非常に大事でありますし、将来的に神河を支えていく人たちでございますので、ここを何とか強化してあげたいと思います。したがって、今後の教育課題はこの辺に、2番、3番のレベルをいかに上げていくか、ここが課題になるんじゃないか、このように私は分析をしました。

その3ページに4番、5番、6番とありますけども、この4番、5番、6番もBなんですけども、道徳教育、体験、ともに生きる力、それから遊び体験、遊び、運動、心豊かな子供、そしてその下に教職員の資質と、教職員のやっぱり力と、こういうことが最終的に出ておりますけども、この2、3、4、5、6というものが、最終的にAにぜひ持って行っていただきたい。

そのために教育長にお尋ねしますが、教育も長期総合計画、後期6年の実施計画の中に、要は問題を、この間も言いました問題を抱える子供たち、それも含めて、精神的な強さというものを育成していくためにいろいろ課題がまだあると思います。そういう点について、今後どういうふうな捉え方をされるのか。細かい点は結構でございます。今後、また議論していきたいと思いますが、きょうは大枠について、この辺をどう捉えて、今後どうしていくのか、これについてちょっと心構えを聞かせていただきたいと。よろしく申し上げます。

○議長（安部 重助君） 教育長。

○教育長（澤田 博行君） 澤田です。今の質問に答えたいと思います。

人権を基本にした、子供たちを尊重した取り組みをまず基本に据えて、生きる力をつけなければいけないと思います。今言われてるように基礎的な学力については、A問題については本当にできてるということをお理解いただいたと思いますけれども、その応用力とか、また社会に出てからのやっぱり対応性ですね。そういうものにつきましては、田舎の子供ですので弱い面がありますので、そのようなものを力をつけていきたいということで、一つにはしっかりした考えを持つための道徳教育、そういうことを進めていくということと、あとはやはり体験学習というものは、この地域のよさというものを多く取り入れてやっております。今もやっておりますし、地域の御協力によって進められているものと思います。こういうような体験活動を通してやっていくということが大事なことだと思います。それから友達同士、潤達に交流し、コミュニケーションをとって、そして対人関係をうまくするというのも大事なことです。これは幼稚園教育からずっと遊びを中心にした友達づくりとか、今の体験ですけども、そういうようなことで力を入れていかなければいけないなということで、これからそういう対処をしていきたいと思います。

それと、やはりこの基礎学力がついてるということにつきましては、一番最後の6番ですけども、やはり教職員が本当に子供の側に立って細かい指導をしておりますし、先生も子供たちとともに授業の中で楽しんでいるという、そういうところがあるので、楽しい授業、学校が楽しいというような数値も上がってきているんじゃないかなと思います。そういうようなよさも生かしながら取り組んでいきたいと思います。

○議長（安部 重助君） 成田議員。

○議員（12番 成田 政敏君） ありがとうございます。ほぼベクトルは合ってると思いますけども、今、社会問題になってる、要はインターネットとか電話とか、ああいう問題をとっていうのも、もう少し捉えて、やっぱりコミュニケーションができなくなってきておるといふ現実ですね、すぐ切れてしまうという現実ですね。これをしっかりプラスアルファ捉えていただいて、今、教育長の回答を私も大体理解できましたので、プラスアルファ、そういうマイナス要因というものは取り去っていくということも行政、教育としてやっぱりぜひやるべきかなと思います。少し規制をかけてもいいんじゃないかなと、このように思います。全国的に、兵庫県のにやらないから我々もやらないんだ、そういうことでなしに、やっぱり我が町は人材がもう唯一の私は財産だと。農林業、それらの資源、それから人材がもう唯一の資源だと、これから町が発展するためのね。そういうふうにご認識をしておりますので、ぜひその点について強化をいただきたい。よろしくお願いをいたします。

○議長（安部 重助君） 再度、教育長。

○教育長（澤田 博行君） 澤田です。今、成田議員が言われましたように、インターネット等の害というものにつきましては、神河町におきましても起きていますので、そういうことにつきましては、やはりPTAの講演会の中で、親もそのことについて勉

強したり、それから子供も一緒にそのことを聞いて、被害の多いことなどを勉強したりしています。これは中学校ですけども、小学校におきましても保護者の対応で、説明をしたりするようなことも努力しております。そういうことで今、最近の要因であることにつきましては、できるだけ情報も仕入れながら、そういうような講演会等で学習をしていって、お互いにそういうような被害に遭わないとか、そういうマイナス要因を取り除くための環境整備を努めていきたいと思えます。

そして今言われましたように、この地域のよさというものを伸ばしていって、これから教育に取り組んでいきたい、そのように思えますので、御理解のほうよろしくお願ひします。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

宮永議員。

○議員（6番 宮永 肇君） 先ほど教育長が神河町の教育は徹底をすると、徹底的にと、全体で取り組むというようなことで強調されておっしゃったように今聞いているんですけども、実は一般論として、こういう成果を問うような報告について、基本的なところでお尋ねするんですけども、この評価の内容が、客観的にやられておるといふうに思うんですけども、1項目だけ外部評価委員がAで、内部ではBというふうになっておりますね。これが、どれだけの差があるのか、また、どういう観点で見て実際の当事者たちがBと評価するものをAということで評価されておるのか。評価委員のお考えになつて見識と、いわゆる教育関係者、当町の人たちの考え方にずれがあるんかなというふうなことを、ふと考えたわけでございますけれども、達成していない、十分達成していない、というのが、ほぼ達成しているというふうな、ほんのわずかなところですが、さらに頑張るといふ方向に行くのか、そうでないのかというところに、我々はこういう報告されることについて期待をかけてチェックをするんですが、そこまでやらなくてもいいよというふうな感じになつてしまつておるんかなというふうな思いがしますんで、どの項目について、どのような内容で審査をして、こういう評価になつたのかというのが、ちょっと興味がありますので、念のためにお聞きしたいと思ふんです。

というのは、将来のまちづくりというのは、もう学校教育にしくものはありませんので、先ほど成田議員の内容にもありましたように、将来の町をつくる、人材を育てる教育でございまして、そこんとこの目的観とか理念とかいふものが一致していくということが非常に大切なところですから、単なる評価、ABCで3つに分けて適当にやりましたとかいふふうなところで済まされないというふうな思いがございまして、ほぼと十分とはどう違ふんかというところをちょっとお聞きしたいんですが、よろしくお願ひします。

○議長（安部 重助君） 教育長。

○教育長（澤田 博行君） ほぼ達成されている、十分に達成されているということについての客観的な線引きというのは、やっぱりそれはないと思えます。内部評価につきま

しては、教育委員会の中でそれをできるだけ客観的にするためには、やはり何をしたかということと実施した内容と、それからアンケート等で数字的に出てくるもの、そういうもの等も評価しながら教育委員会側はしました。外部評価につきましては、その評価した、こういうことはこういうようにしてますよと、こういうことはこういうような数値が出てますよということを提示して、外部評価の方にそれでは評価してくださいよという形で提示しているということなので、私たちが関与するというんじゃないし、事実の部分提示して、そこへ評価して判断していただいたと。ただそれが5人の方です、その中の言ったら平均というんか、そういう形でABCの評価にさせていただいてるという、そういう形でしております。

このことにつきまして、さらに向上するという方向で私たちも取り組んでおりますし、教育委員会の方々の意見の中にも、こういうについてはよく頑張っておりますよ、しかし、こういうことを期待しますよということもありますので、そういうことをしっかりと受けとめて、これからも取り組んでいきたいと思っております。

○議長（安部 重助君） 宮永議員。

○議員（6番 宮永 肇君） 差し支えがなければ、次の委員会とか付託のあれがありますし、どういう内容で判定をされたのかいうのを参考までに知らせてほしいんですけども、おっしゃるように大した違いはないというふうなことで片づけるというのは、ほかの評価の内容から見ますと、通常は外部のほうには、いわゆるきつい点が見つかなければ納得ができないという部分も出てきますし、ですから、いやいや、よく頑張っておられますよという程度でのAなのか、それやったら評価委員を変える必要があるんじゃないかなというふうに思います。もっと当事者が見落とししてる点とか当事者に欠けている部分を指摘するような評価というものが、やはりこういうものにはふさわしいんじゃないかなと思いますんで、厳しいこと言いますが、将来の人材を育てるという面では、そのための教育に携わってる人たちに一つの警鐘を鳴らすようなことが、一つや二つあってもいいんじゃないかなと思いますんで、当事者がBと評価してるものは外部から見てもBであるというふうなことで納得はできますけども、当事者たちがBという、ほぼということですがというか、ところについて、十分やっていますよというふうなこの報告書の文面見るだけでは、そういうふうな印象しか出ませんので、ひとつ今、即答はいいですけども、資料として内容を見せてほしいんですが、いかがでしょう。

○議長（安部 重助君） 教育長。

○教育長（澤田 博行君） 外部評価委員の方々に、どのように説明をしたかというようなことの内容につきまして、また総務文教常任委員会の際にでも、こういうことを説明させていただきましたよってというようなことはお伝えしたいと思います。

そういうことで厳しい評価をしていただくということもありがたいですし、今、できていることについて評価していただいたことも率直に受けとめて、これから教育委員会、取り組んでいきたいと思っております。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

小林議員。

○議員（1番 小林 和男君） 1番、小林です。給食についての、学校側もB、それから外部評価委員もBの判定なんですけども、こういったところが不足でBになったのか。

私が望むところは、給食のパン食を少なくして大麦の入った御飯を給食に加えてもらったら、大麦の成分であるベータグルカンが体に作用して子供の免疫性が高まる。それから麦が入ってる関係でかむ回数がふえてきます。そしゃくするという事は、脳のドーパミンを活性化して頭の働きもよくなると言われていることも広く伝えられております。ですから、大きな2点の利点がありますので、そういったことに取り組んでほしいと思うのですが、いかがでしょうかね。

この、当局側も外部側もBの判定なんですけども、Aの求めるところの目標をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（安部 重助君） 教育課長。

○教育課長（谷口 勝則君） 教育課、谷口でございます。学校給食関係につきましては、評価としましてはBのほぼ達成されているということでございます。したがって、不足があったということではないというふうに認識をしております。そういった中で今、麦のことも言われておりましたが、パンも大事ですし、当然米飯も大事です。そういった組み合わせの中で今日の食生活も含めて、いろんな食材を食しながら、その食育というふうなことも含めての指導をしているわけございまして、一定言えることは、例えばカレーとかセンターで調理する調理御飯につきましては、カレーなどにつきましては麦御飯にして出しております。そういった工夫はいろんな形でしながら、献立を考えております。

今後の中では、やはり安全・安心な食材の供給といえますか、使用、それとあわせて地産地消につなげる食材の自給、それとアレルギーも含めたそういった面での対応のさらなる徹底というふうなことに努めていく必要があると思います。決してそれは今まで怠っておったわけではないんですけども、さらに精度を高めながら、安全な安心な給食に努めていきたいというふうなことでございまして、AとBと紙一重かもわかりませんが、自分らの気持ちの中においても、緊張感を持って、これで満足しているということではなしに当たっているのが現実でございまして、そういった説明も含めて、ほぼ達成されているというふうな評価をしていただきましたし、しております。以上です。

○議長（安部 重助君） 小林議員。

○議員（1番 小林 和男君） とにかくこだわりを持つのが、パン食を米食なり、特に麦御飯がいいんですけども、パンは小麦が原材料になっておりますので、グルテンが主成分になると思います。今、欧米のほうでは、アレルギーの問題とかいろんなことでグルテンレス、グルテンの入ってない食品が子供にいいということで見直しが図られている動きがあります。インターネットでグルテンとグルカンと両方検索してもらったら、

はっきりその答え出ておりますので、また、給食のほうでもそういったことに目配りをして、できれば、いいほうに移行していただいたほうがいいかと思います。今後の方針の中で検討を加えてほしいと思います。

○議長（安部 重助君） 教育課長。

○教育課長（谷口 勝則君） 教育課、谷口でございます。学校給食におきましても、やはり朝昼晩3食のうちの昼食でございます。そういった中で献立表をきちっと保護者に見ていただく指導をさせていただきながら、朝晩の献立も含めて子供にとっていい食生活ができるように進めております。そういった中で学校給食として、お昼の給食の役割もその中の一つの大事なものでございます。そういった中で当然、地産地消の観点からして毎日、週5食、米というふうなことも、地産地消の観点からもそういったことは考えてはみたい面もありますけども、やはり今の食生活も含めてパンも大事な面もございまして、バランスよく食材の提供をしながら献立をつくっていくというふうなことでございます。時代の流れとともに、また学校給食の担っている役目もありますので、改善すべき、工夫するべきところは、今後は問題意識を持っていく中で対処、検討したいと思います。以上です。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

藤原日順議員。

○議員（11番 藤原 日順君） 11番、藤原でございます。教育長と教育課長にお尋ねしたいと思います。7ページの外部評価委員会コメントの3番目でございますけども、中学校において、授業がわかりやすいと答えている生徒が約50%という調査結果が出ているということでございますけども、この50%という数字に対してこれで十分とお考えなのか、もう十分これでいいんだとお考えなのか、それとも、まだまだこれ不足してるなどお考えなのか、その辺のところ教育長のお考えをお尋ねしたいのと、それから中学校1年生っていうのは、どうしても小学校教育の延長のっていうような側面がありますので、ある程度これ数字が高いんだろうと。7割から8割ぐらいの児童がわかりやすいと答えておって、中学校本来の授業っていうか、中学校の内容になってくるのが中学校2年生、主要3教科において難しくなってくるのは中学校2年生ですんで、2年生によってかなり数字が落ちるのかなと。2年生でつまずいた子は、3年生もやっぱり授業がわかりにくいと答えるんじゃないかというように推測するわけですけども、実際のアンケートの数字、中1が何%、中2が何%、中3が何%と数字がわかれば、教育課長のほうから答弁をいただきたいというように思います。お願いします。

○議長（安部 重助君） まず、第1点目、答弁してください。

教育長。

○教育長（澤田 博行君） 澤田です。授業がわかりやすいと答えてる生徒が約50%という数値につきましては、私は大変低いと思っております。子供たちが、やはり学校で授業を受けて楽しいという気持ちにならなければいけないんですね。ところが、内容

につきましてはやはり難しいこともありますので、楽しくは絶対、勉強はないと思います。しかし、してよかった、大事なものなので、勉強しなければいけないという意欲はやっぱりつけていかなければいけないので、やはりこの数値につきましては少ないと思っております。

小学校から中学校へ行くと大変急に難しくなりますので、それについてわかりにくい、理解できない児童たちもふえていることは事実ですので、そのことにつきましては複数指導等で対処しなければいけない。また、授業をわからないということだけじゃなしに、やはり授業のやり方、指導ですね、先生の指導、やっぱり聞いていてクラス全体がやろうとする雰囲気にならなければいけないし、聞いていて時には笑い声もでき、目が生き生きしていると、黙って聞いているだけじゃない、そういうような授業も目指してほしいというように思っております。そのように考えております。

○議長（安部 重助君） 2点目について、教育課長、答弁してください。

○教育課長（谷口 勝則君） 中学校におけます、その学校が楽しいと、アンケートの結果、87.5%という結果が出てるわけなんですけども、個別の学年の資料につきまして手元に手持ちがございませんので、また後ほど調べまして、報告させていただきたいと思っております。どうぞよろしく願います。（「よろしく願います」と呼ぶ者あり）

○議長（安部 重助君） ほか、ございますか。

藤森議員。

○議員（8番 藤森 正晴君） 8番、藤森です。一番最後9ページの外部評価の下から3段目、この徒歩通学距離の見直しの通学方法ということで意見書が出ておるんですけど、これ、どういう方向まで現在進んでおりますか。それとも進んでないんであれば、今後どういう方法を考えておられますか。

○議長（安部 重助君） 教育課長。

○教育課長（谷口 勝則君） 徒歩通学距離の4キロメートルの見直しに関しましては、24年度からの課題として25年度に引き継いでおります。そういった中で、実際4月に新しい通学ルート等を利用して子供たちは通学をしております。その実態を学校と相談をしながら、現在、保護者のお考えを集約中でございます。先般も校長会があったわけなんですけども、その中で集約をして、今からその意見を確認しながら教育委員さん、また校長先生方と協議をして、11月末までには結論を出したいということでございます。そのための校長会をまた9月中に開催をする予定をしております。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 藤森議員。

○議員（8番 藤森 正晴君） 8番、藤森です。関係保護者のほうから、どないなっとんですかという言葉が入ってきております。この話は、もう早うから、昨年見直しのときから出た話であって、4キロ以内や、またそれに準ずるところに関しては、1年をか

けてしっかり見直しをしますということであったんですけど、今の答弁では前行つるように思いません。間に合いますか。これ、校長会とか関係で話して、こうですという結論出すで終わろうとしておるんですか。それとも関係の保護者とか、そういう方たちとはまた話し合いを持って了解をもらおうとか、そういうことを考えておられるんですか。そういうことであれば、間に合いますか。どうですか。

○議長（安部 重助君） 教育課長。

○教育課長（谷口 勝則君） 1学期に実際に通学をされた状況について、学校のほうで保護者の意見を集約していただく予定をしております。今のところは直接、教育委員会が保護者の方の例えば懇談会を開いて、その確認をするというような予定はございません。その学校のほうで集約、確認していただいた意見をもとに、学校の考えというものも含めて最終的な結論を教育委員さんと一緒に出したいというふうに思います。

11月末、期限までには間に合わせたいですし、間に合わせる予定です。以上です。

○議長（安部 重助君） 教育委員会という話も出ましたんで、教育長の方針はどうですか。

教育長。

○教育長（澤田 博行君） 澤田です。今、課長が申しましたように、1学期のうちに校長から各PTAのところで、それぞれの事情のあるところで話し合いを持ってほしい、聞いてほしいということをおっしゃいますので、多分、各学校のPTAの理事会の中にも話は出ていると思います。その中で話し合ったこと、また地域の実情等を把握して、それをもって9月末、運動会終わったぐらいに、教育委員と校長とのこの通学距離の見直し検討委員会というような、仮称ですけど、そういう話し合いを第1回を持つということにしておりますので、今、課長が言ったような手順でやっております。それにつきまして、やはり地域の皆様方の意見もしっかりと聞いて、それについて対処する予定です。ただそこら辺を全然聞いてなくてやってるということではないということ御理解いただきたいと思います。

○議長（安部 重助君） 藤森議員。

○議員（8番 藤森 正晴君） 8番、藤森です。前回もそういうような形の結論が出て、問題が出たと思うんです。今回も結局聞けば、同じような形の結論を出されてと思われとるん違うかと私、感じるわけなんです。前回いい勉強がなされたんですから、しっかりとそこら、関係保護者なり関係各位に納得なりいく形で結論を出していただけますように、よろしく願いしときます。

○議長（安部 重助君） 教育長。

○教育長（澤田 博行君） 今、やはりバス通学等がふえておりますので、子供たちの体力等も問題が出てきております。そういうようなことも考えながら、どれぐらいの距離を子供たちに歩かせたらいいんかっていうようなことも話し合いしながら、また、地域の保護者の方の意見等も十分吸い上げて、そしてやっていきたいと思っております。この前の

ときも、そのようにいろいろ聞かせていただきまして、教育委員会としての対応をしてきたというように思っておりますので、そのように話し合いを聞きながら、そして全体で神河町として、教育委員会として、どうしたらいいのかということで結論を出したいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

高橋議員。

○議員（3番 高橋 省平君） 3番、高橋です。先ほどの学校の授業に関して、授業がわかりやすいと答えた子供が50%というお話でしたが、私もちょっと50%っていうのはかなり低いんじゃないかなっていうふうに感じます。その授業がわかりやすいという子供の数がちょっと比較的少ないということであるにもかかわらず、全国平均、県平均を上回る学力調査の結果であるということに対して、ちょっと違和感を感じる場所があるんです。それで子供たちの学力の現状とその要因について、もう少し分析を深める必要があるのではないかなっていうふうに感じておるのですが、いかがでしょうか。

○議長（安部 重助君） 教育長。

○教育長（澤田 博行君） 澤田です。授業がわかりやすいということにつきましては、このような数字で出ておりますので、そのことを真摯に受けとめて対応していきたいと思っております。

その学力との因果関係ということの分析をもう少し詳しくということですが。大まかな形では、Aの問題では何%の答え、Bの問題では何%の答えというような形で分析しております。口頭で言いましたように、やはりその神河町の中で成績がいいということにつきましては、全体的に楽しい授業ができています。わかりやすいということはまた別なんですけども、学校が楽しいとかそういうような意味ですけども、学習、遊びや部活動が楽しいというのは、小学校の5年生では98%楽しいと言うてるんですね。それから中学校も部活動が楽しいというのが85.7%を言ってるというような、そういうようなこともありますので、そういうようなことから来ているということもありますし、先ほど言いましたように学校、それから地域、それぞれ細かく学力について取り組んでいる、ほかのところよりも子供たちが素直でそのことが徹底されている、そういうようなことが要因であるということ間違いなく私は思っています。今後も、そのほかのことにつきましても、細かく分析はしていきたいというように思っております。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

小林議員。

○議員（1番 小林 和男君） 先ほどの教育長の答弁の中で、バス通学がふえたから子供たちの体力が落ちたと言われましたんですけども、それはあってはおかしいと思うんですけどね。例えば学校の近くの子供やったら体力が落ちて、2キロ、3キロ歩いていることが望ましく、それが基準でいうふうな。体力維持とか体力の健康のために体育の授業があって、そこで体操とかいろんな競技とかマラソンとか、いろんな体育授業で体力

を育てるのが教育であって、遠距離歩くことで体力を保持する、バス通やったら体力がもたない、また、学校の近くで歩く距離が少なければ体力が弱いとか、そういった通学の距離によって、また、通学の手段によって体力が落ちたとか落ちないとかいう表現はおかしいんじゃないかと思えますけども。

○議長（安部 重助君） 教育長。

○教育長（澤田 博行君） 澤田ですが、今、バス通学があるから体力が落ちたということ言ってるのではないんです。ただそういうおそれがあるので、そういうことについても、どれだけの子供の距離が歩くのが望ましいかということを検討しますと、話しますというように言ってるわけであって、しかし、一般的にバス通学がふえることによって、テレビで一度しておりましたけども、東北地方のところでは震災のために学校が閉鎖されて、仮設住宅から隣の学校まで行かなきゃならないのが1時間以上あるんだと。そういうようなところの子供たちはどうなんかといったら、行き帰りにやっぱり時間がかかって、そして放課後、今まで遊んでたことも、やはり遊べなくなるといようなこともあるという事実もあるんです。体力が落ちてるといようなことも報道されていきました。だから、今の子供たちの神河町につきましても、バス通学におきまして放課後、今まで遊んでたことが、それが遊べなくて、すぐ帰るといようなことも起きてるかもわからないので、今のバス通学の子供の体力等も考えていきたいというようには思っているんで、そのことを生かして子供たちの体力づくりに取り組んでいきたいというようなことも思ってる場所ですので、バス通学やから体力が落ちたかというようなことは、ちょっと言ってなかったように思います。検討したいという、そういうようなことも考慮していきたいということ言ったということです。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） ないようでございましたら、これで質疑を終結いたします。

報告第10号については、以上のとおりでございます。よろしく御了承のほどお願いいたします。

ここでちょっと放送施設にトラブルがございますので、若干休憩をとります。再開を35分といたします。

午前11時20分休憩

午前11時35分再開

○議長（安部 重助君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

若干、今、放送施設のほうで議員さん側のカメラがちょっと不良になっておりますので、御了承願いたいと思います。

○議長（安部 重助君） 先ほど報告7号の件につきまして、地域振興課長のほうから再

度、宿題が残ってたやつを説明しますので、よろしくお願いいたします。

地域振興課長。

○地域振興課長（野村 浩平君） 地域振興課、野村でございます。赤松議員さんからの売掛金のグリーンエコーの説明を求められましたので、御説明申し上げます。

3月31日現在の未収金でございます。全部で22件でございます。個人が6件と区が2件、老人クラブが2件、営農組合が2件、団体とか会社が10件で合計22件。利用の内訳としましては、宿泊が5件、飲食が17件。金額にしましては、800円から23万6,800円と非常に幅広くなっております。これらは全て入金済みでございます。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 次に、報告第8号で宿題が出ておりました利率の件につきまして、財政特命参事より説明を受けます。

財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（太田 俊幸君） 総務課、太田でございます。それでは、第8号報告につきまして説明します。

統合小学校、幼稚園の起債の利率ということでしたが、その後で利子の総額、最終返済年度、それから交付税の充当率ということでしたので、算入率ということでしたので、それも説明します。

まず、平成24年度の分につきまして9,700万円、合併特例債でございまして、利率が1.32、終了が平成40年3月31日でございます。それから25年度につきましては、24年度の繰り越しもございまして4億4,880万円、それが借入れが25年の3月25日、終了年月日が45年3月25日、利率は1.05。それから同じく平成25年3月25日、これは緊急防災・減災事業でございまして財政融資資金でございます。利率は0.4、借入れ年月日が25年3月25日で、終了年月日が平成35年3月1日。最後に、2億4,860万円、この借入れ年月日が平成25年5月28日、終了年月日が平成45年3月25日、利率は1.15で、これら全ての利子は1億3,788万716円でございます。合併特例債につきましては70%の交付税算入率、それから緊急防災・減災事業につきましては80%でございます。利率につきましては、緊急防災・減災事業の80%算入につきましては0.4と大変低いんですが、これは財政融資資金を使っております。合併特例債につきましては縁故債で借りるということで、姫信、但陽、但馬銀行で借入れしております。

それから次に、訂正のおわびなんですけど、第9号報告の議案の後ろにつけております説明資料の最後のページ、5ページです。最後のページでございます。これにつきまして、中ほどの実質公債費比率の単年度、23年度としておりますが、これ24年度の誤りでございますので、訂正のほうよろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（安部 重助君） これ年度だけ変わって、あとの数字は変わりませんね。

○総務課参事兼財政特命参事（太田 俊幸君） はい。

○議長（安部 重助君） いうことで、訂正をお願いいたしておきます。

それでは、日程に戻ります。

日程第5 第75号議案

○議長（安部 重助君） 日程第5、第75号議案、専決処分をしたものにつき承認を求める件（平成25年度神河町水道事業会計補正予算（第2号））を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（山名 宗悟君） 第75号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、専決処分をしたものにつき承認を求める件（平成25年度神河町水道事業会計補正予算（第2号））で、補正予算（第1号）以降に補正要因の生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、岩屋浄水場において、ろ過施設の膜モジュールの劣化により、ろ過装置の運転停止が発生。今後の安定した水道供給のため、膜モジュールの更新を実施すべく、その経費について8月5日、専決処分にて補正したものでございます。予算第4条に定めた資本的支出の既決予算額1億6,086万3,000円に460万円を追加し、総額を1億6,546万3,000円とするものです。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきまして、上下水道課長から御説明しますので、よろしく御審議をお願いします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（坂本 康弘君） 上下水道課の坂本でございます。それでは、水道事業会計補正予算（第2号）につきまして、詳細を御説明いたします。

2ページの補正予算実施計画をごらんください。資本的支出の施設費の工事請負費460万円の増額は、岩屋浄水場の膜モジュール、いわゆるろ過フィルターでございますけれども、これの更新への経費を計上するものでございます。既決予算額1億6,086万3,000円を1億6,546万3,000円に補正するものでして、これの財源につきましては、内部留保資金を充てることとしております。

岩屋浄水場では、7月に入ってから浄水濁度の上昇が一時的に見られ、ろ過設備の運転停止が発生しておりました。7月末には頻りに停止が発生いたしまして、ろ過膜の劣化による性能低下を確認したところでございます。今後の安定した水道供給を図る上で、予防保全として膜モジュールの更新を急ぎ実施すべく、その予算について8月5日専決処分にて補正をお願いしたものでございます。

以上でございます。よろしく御願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 特に質疑ないようでございます。質疑を終結し、討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございます。討論を終結し、第75号議案を採決いたします。

本案については、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数であります。よって、第75議案は、承認することに決定しました。

日程第6 第76号議案

○議長（安部 重助君） 日程第6、第76号議案、神河町子ども・子育て会議条例制定の件を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（山名 宗悟君） 第76号議案の提案理由並びに内容について、御説明申し上げます。

本議案は、神河町子ども・子育て会議条例制定の件でございます。子育て支援三法が平成24年8月に成立し、平成27年度中施行とされております。その三法の中の一つであります子ども・子育て支援法第77条1項において、市町村は審議会等の合議制の機関を置くよう努め、次の事務を処理するよう規定されています。その1点は、認定こども園の利用定員の決定。2点目は、小規模保育などの特定地域型保育の利用定員の決定。3点目は、子ども・子育て支援事業計画の審議、決定であります。

子ども・子育て家庭を社会全体で支援することがこの三法の目的であり、神河町においても子育て世代への支援や少子化、若者人口施策にもつながることであり、この条例を提案するものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきまして、住民生活課長から説明いたしますので、よろしく御審議をお願いします。

○議長（安部 重助君） ただいま住民生活課長が帰ってきますので、しばらくお待ちください。

生活住民課長、詳細説明をしてください。

○住民生活課長（足立 和裕君） 住民生活課、足立でございます。それでは、76号議案の説明をさせていただきます。

今回、条例制定の一番もとになります国の法律でございますけれども、自公民3党合意で社会保障と税の一体改革に関する合意ができて、昨年の8月に法律が8法案、成立をいたしました。その中に子ども・子育て支援法案があるわけでございます。

後ほど条例のほうで御説明もいたしますけれども、町長からの説明にもあったと思うんですが、法律の第77条の第1項がございます。それに基づく条例制定ということになります。ただいまから申し上げます3点がそこに記載をしてある内容でございます。

それでは、3点を説明をさせていただきます。

1つ目には、認定こども園の定員を決定する役目がございます。認定こども園と申しますのは、保護者が働いている、働いていないにかかわらず園児を受け入れて、教育、保育を一体的に行う機能を有する施設のことでございます。兵庫県には現在93施設ございます。町内には保育所が2園ございますが、将来的には認定こども園への変更も考えられ、認定こども園設立の際には、この子ども・子育て会議で定員決定について議論をすることになるわけでございます。

2つ目の役割といたしまして、小規模保育などの特定地域型保育事業の利用定員の決定についてでございます。小規模保育所は定員20名以下のものを指しておりますが、町内には現在ございません。また、企業内保育所等も現在のところはございませんが、今後、設立された場合に定員の決定について議論をすることになるわけでございます。

第3点は、子ども・子育て支援事業計画の審議、決定についてでございます。子ども・子育て支援事業計画を策定するには、就学前児童と小学生を対象にしまして子育てに関するニーズ調査、これは今年度予定しておるわけですが、約ゼロ歳から12歳、1,200人に上りますが、を調査を行います。来年26年度に、調査結果をもとにしまして支援事業計画を策定を予定しております。この支援事業計画の施行日が平成27年度中となってございます。このことについては、この制度に対する国の財政支援の裏づけが、平成27年度の消費税10%の引き上げの一部であるためでございます。

神河町子ども・子育て会議の委員の選定でございますが、当町には、子どもにやさしい街づくり推進会議がございまして、審議内容が次世代育成支援事業についての検証と意見交換でありますので、子ども・子育て会議の審議内容と類似しているため、現在お願いしています12名の委員様への委嘱を基本としてまいりたいと考えております。なお、子どもにやさしい街づくり推進委員会は廃止の方向で調整をしております。

それでは、議案のほうを見ていただきますようお願いいたします。

制定する条例でございますが、設置、第1条、所掌事務、第2条におきまして先ほど申しました、1号で、法第77条第1項の各号に規定する事務という内容が、先ほど申しました3点になるわけでございます。組織、3条、会議は委員の15名以内をもって組織するとしております。その委嘱します方々は、1号から4号に示すところござい

ます。委員の任期、第4条につきましては2年とし、再任を妨げないとしております。会長及び副会長について、5条に記載をしております。裏面でございますが、会議、第6条に記載をしております。意見の聴取等ということで第7条に、後半でございますが、委員以外の者の出席を求め、意見または説明を聞くことができるとしております。庶務、第8条、委任、第9条。

それから附則の第2項に、神河町特別職の職員で非常勤の者の報酬、費用弁償にというふうな条例がございます。そこに、右のページ、特別職の職員で非常勤の者の条例、新旧対照表の一番最後のページをごらんください。改正後で一番末尾に、子ども・子育て会議の委員、日額8,000円と定めております。

この条例につきましては、近隣町の例で申しますと、本年3月に姫路市が制定、それから本年6月に福崎町が制定をされておりました、両市町の条例をもとに今回提案をいたしました条例をつくっております。

説明は以上でございます。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑のある方、どうぞ。

赤松議員。

○議員（7番 赤松 正道君） 7番、赤松です。大変幼稚な質問なんですけれども、この条例の名称で子育て会議とした、通常、委員会条例というふうなことが一般的に思うんですけれども、会議というふうな名称をうたっている根拠が何かあるんでしょうか。お願いします。

○議長（安部 重助君） 住民生活課長。

○住民生活課長（足立 和裕君） 国の法律を受けまして、県のほうからの指導で、指導文の中に条例名も指定といいますか、そういうふうにつくりなさいということで、そのまま名称を上げております。このことにつきましては姫路市、福崎も同様でございます。以上でございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

山下議員。

○議員（13番 山下 皓司君） 13番、山下です。ちょっと本題から外れるかもわかりませんが、この附則ですね。そうです、附則で報酬、日額報酬のことが定めてあるんですが、このことについては、本来、特別職の職員で非常勤の者の報酬、費用弁償及び旅費に関する条例改正ということで出てくるんじゃないかなというように思うんですが、これはこのことに限ってなのか、いわゆる報酬を要するような、こういった条例が制定されたときはそういう扱いをされていいのか、ちょっと私もいろんな面で全部わかりませんので、ひとつ総務課長の答弁をいただきたいと思います。

○議長（安部 重助君） 総務課長。

○総務課長（前田 義人君） 総務課、前田です。今お尋ねの件で通常、一般的には報酬

だけを定める場合は報酬条例のみ変更と、改正させていただくんですけれども、このように連動している場合、本文の条例を定めるのとあわせて報酬に関して書き込むことによって、同時に改正ができるという取り扱いが可であるということで、あわせてやらせていただいております。以上です。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（安部 重助君） ほか、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） ほか、ないようでございますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論のある方はどうぞ。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 討論を終結し、第76号議案を採決いたします。

本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数であります。よって、第76号議案は、可決することに決定しました。

日程第7 第77号議案及び第78号議案

○議長（安部 重助君） 日程第7、第77号議案、神河町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件及び第78号議案、神河町職員の給与の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例制定の件の2議案を一括議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（山名 宗悟君） 関連がございますので、第77号議案及び第78号議案の提案理由並びに内容について一括で御説明申し上げます。

第77号議案、神河町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件、第78号議案、神河町職員の給与の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

改正の内容は、両議案とも時間外勤務手当等の算出基礎となる勤務1時間当たりの給与額の算出方法を改正するものでございまして、労働基準法に基づき、実労働時間で割り戻すこととし、10月1日から施行するものでございます。

以上が提案の理由並びに内容でございます。

詳細につきまして、総務課長から御説明しますので、よろしく御審議をお願いします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（前田 義人君） 総務課、前田です。第77号議案及び第78号議案の詳細について説明をさせていただきます。

まず、77号議案の新旧対照表をごらんください。

25条につきましては全職員を対象としたもので、超過勤務手当の1時間当たりの給与額を算出する際に分母とする時間の計算方法を、改正前は1週間当たりの勤務時間に50を乗じたものとしております。改正後に7時間45分に要勤務日数を乗じたものとするものであります。

附則20号に関しましては、全職員のうち、平成22年度より人事院勧告に基づき、1.5%の減額対象としております、医師を除く55歳以上の6級給表対象者、一般的に正課長、参事等ではありますが、の超過勤務手当の1時間当たりの給与額の算出方法について、同様に改正しようとするものであります。

続きまして、第78号議案の新旧対照表をごらんください。

この第78号議案につきましては、国家公務員の7.8%カットに対応するため、さきの6月定例会で制定させていただきました神河町職員の給与の臨時特例に関する条例に基づき、計算される超過勤務手当の1時間当たり給与額の算出方法について、77号と同様に改正させていただこうとするものであります。職員の超過勤務手当の1時間当たりの給与額の算出については、現在、旧町村会準則に基づき、給料の月額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間である38時間45分、これは1日7時間45分に月曜から金曜の5日間を乗じたものでございますが、その38時間45分に年間勤務日数として50週を乗ずるとし、それを割るといふふうに行っているところでございますが、労働基準法第37条に規定する通常の労働時間または労働日の賃金の計算の算出方法に係る疑義というものが、労働基準監督署のほうから回答を求められるということが他市町でありまして、その実態が示されたことから、分母を実労働時間に改めるものであります。

改正後は給与の月額に12を乗じ、その額を1日の勤務時間である7時間45分に当該年度の日数、うるう年以外は365日ということになりますが、神河町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第11条の規定により、休日とされている日数、つまり、土曜日と国民の祝日に関する法律による休日と年末年始の閉庁日を引いた日数を乗じて得た時間で割った額とするものであります。簡単に申し上げますと、給与月額を12倍したものを、年間の実労働時間で割るといふことに改めさせていただくというものでございます。よって、計算の分母になる実労働時間は、改正前は1,937.5時間でありましたが、改正後は、本年度につきましては1,891時間となります。なお、休日等の日数により、年度により実労働時間の変動が生じる場合があるということになります。

以上が提案内容の詳細でございます。以上です。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

これより2議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 質疑がないようでございます。質疑を終結します。

これより各議案ごとに討論、採決を行います。

まず、第77号議案について討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございます。討論を終結し、第77号議案を採決いたします。

本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数であります。よって、第77号議案は、原案のとおり可決しました。

続いて、第78号議案について討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございます。討論を終結し、第78号議案を採決いたします。

本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数であります。よって、第78号議案は、原案のとおり可決しました。

ここで、昼食のため暫時休憩いたします。再開は13時ちょうどいたします。

午後0時04分休憩

午後1時00分再開

○議長（安部 重助君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

○議長（安部 重助君） 先ほど12時20分に水防指令第2号が発令されました。水防本部長である町長より現状の説明を求めます。

町長。

○町長（山名 宗悟君） 失礼いたします。議長の報告にもありましたように、本日12時20分、水防指令2号を発令させていただいて、同時に水防本部を設置をさせていただき、今現在、水防活動に当たっているという状況でございます。

実質的に言いますと、10時半に対策会議を開きまして、それ以降10時40分から活動に当たっております。基本的には5班体制で、それぞれの地域ごとにパトロールを開始をし、あわせて土のう260袋を搬出をしております。

8時半に大雨警報ということで、それ以降、9時37分には大雨洪水警報が発令をされております。10時45分には土砂災害の警報というふうな状況でございます。

学校関係につきましても、午前中にも報告させていただきましたが、小学校、幼稚園については、10時15分より引き渡しを開始をし、完了しております。中学校につい

ては、バスまたは自転車通学ということで順次終了ということでございます。

それと現在の雨量の状況というところで少し報告をさせていただきますが、強く降りだしましたのが実際には午前10時ぐらいからでございます。10時以降の時間雨量で最大雨量としましては、新田観測地点での10時から11時の42ミリというのが最大でございます。そのほかでいいますと根宇野で同じく10時から11時で23ミリの状況、大河内エリアで申し上げますと川上の10時から11時で16ミリ、役場におきましては11時から12時の間での18ミリという状況であります。降り始めから現在までのトータル雨量ということで、これは実際は8月30日ぐらいから降り始めもでございますので、かなりの日数を経過しておりますが、最大が新田の連続雨量としましては530ミリというふうな状況でございます。

しかしながら、越知谷小学校での橋の水位を見る限りは、水防団待機水位は超えておるものの、今のところ、氾濫注意水位には達していないという状況でございます。川の状況で、今申し上げましたように、越知谷小学校の橋において水防団待機水位の1メートル30に対して1メートル62という状況でございます。そのほか、町内各地点での水位で申し上げますと、渕橋を除いて水防団待機水位を超えているという状況でございます。

雨雲の状況なんですが、その時点その時点で状況が変化しております。最新の情報で申し上げますと、これから4時から5時ぐらいまでが山かなというふうにも思っております。

こういう状況でございますので、議会の開催につきまして配慮をお願いしたいと思います。以上です。（「中学校はもう帰ったということでよかったですね」「そうですね」「帰った。完了やね、全部、児童生徒」「はい」「すみません」と呼ぶ者あり）

○議長（安部 重助君） ただいま本部長より説明がございましたように、大変危険な状態になっているというような状況でございます。

そういった中で本日の本会議を日程の途中ですが、ここで延会をいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ないものと認めます。よって、本日はこれで延会といたします。

次の本会議は、9月5日午前9時再開といたします。

なお、あすの再開に支障を来すような場合には、また追って皆様方にメールなり、また連絡をさせていただきますので、その節にはよろしくお願いいたします。

本日はこれで延会といたします。どうも御苦労さんでした。

午後1時05分延会